第二十三号の二様式（第四条の五の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第７条の２第１項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条の２第５項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

（略）

第二十五号様式（第四条の七関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事について、建築基準法第７条の２第１項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第７条の２第６項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

（略）

第二十六号様式（第四条の八、第四条の十一の二関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第７条の３第２項又は第７条の４第１項（これらの規定を同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第二十七号様式（第四条の九関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第７条の３第４項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条の３第５項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

（略）

第三十号の二様式（第四条の十二の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第７条の４第１項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条の４第３項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

（略）

第三十二号様式（第四条の十四関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第７条の４第１項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第７条の４第６項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

（略）

第三十三号様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

建築基準法第７条の６第１項第１号（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）

第二十三号の二様式（第四条の五の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第７条の２第１項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条の２第５項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

（略）

第二十五号様式（第四条の七関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事について、建築基準法第７条の２第１項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第７条の２第６項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

（略）

第二十六号様式（第四条の八、第四条の十一の二関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第７条の３第２項又は第７条の４第１項（これらの規定を同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第二十七号様式（第四条の九関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第７条の３第４項（同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条の３第５項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

（略）

第三十号の二様式（第四条の十二の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第７条の４第１項（同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条の４第３項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

（略）

第三十二号様式（第四条の十四関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事について、建築基準法第７条の４第１項（同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査を行つたので、同法第７条の４第６項（同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、当該検査の結果を報告します。

（略）

第三十三号様式（第四条の十六関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

建築基準法第７条の６第１項第１号（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

（略）